

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年－2 (27.1.7)	文化観光 スポーツ	<p>まんが王国官房の保有するまんが本の処分・売却等について</p> <p>▶陳情の理由 平成26年12月5日、官房職員と私との間で、「まんが王国」の今後についての意見交換会が持たれることになり（ここで、もちろん私は「まんが王国は無駄事業」を主張した。）、その際信じられないものを発見した。官房執務室の壁にずらり大量に並べられたまんがである。そこで、私は同年12月7日、(1)所蔵冊数と(2)購入・貸出の別、(3)購入したならば金額、(4)「当該まんがは、(現在)官房の中の誰かが読んでいるのか」と尋ねる照会文書を官房に発出した。</p> <p>12月17日付けの回答にて、次のような回答があった。</p> <p>執務室内に設置してあるまんがは、主に、平成24年度に開催した「国際まんが博」の「とっとりまんがドリームワールド」で展示用として購入したもので、約4,000冊あり、購入費用は1,727,750円です。現在は、鳥取県ゆかりのマンガを随時購入しており、平成25年度202冊264,428円、平成26年度（11月末まで）93冊78,980円です。</p> <p>約4,000冊、210万円のまんが。これだけ費用があれば何ができるのか。世界には、今を生きるのに精一杯の人たちがたくさんいる。まんがを買うなら、こういう人たちに寄付をする方がよほど有意義だと思う。また、県における様々な助成制度の原資にする事もできる。</p> <p>質問4について明確な回答が無かったが、つまり、イベント時の展示だけで、その後は単に死蔵しているだけ。物品は、一般に、その状態で持っていれば経年とともに価値が下がる「減価償却」が生じる。使わず死蔵しているだけのまんが、しかも「随時購入」と買い足しているのも許せない。</p> <p>鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年3月30日鳥取県規則第12号）第30条第1項の規定により「不要の決定」をし、第2項の規定によってこれを売却すべきである。</p> <p>もし、仮に、現時点でまんがを民間業者やオークションで売り払っても、二束三文（取得価格の5～10%程度）にしかな</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

	<p>らない等の理由がある場合でも、官房の中にまんがを閉じ込めておくのはまんががかわいそうであって、図書館に移行して公共の用に供するなど、県民の皆様の生活に役立つようにすべきである。</p> <p>予算議決権、決算審査権をもつ議会の良識として、このような無駄な予算の執行、財産の管理を許してはならない。</p> <p>▶陳情の要旨 まんが王国官房の保有する「まんが」の処分・売却等を求める。</p>	
--	--	--